

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成27年  
6月1日  
(月曜日)

## 目 次

○告示  
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）……………



### 山口県告示第百九十号

平成二十七年年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成二十七年六月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単 位 区 域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）
阿北地区	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。） 阿武郡阿武町	六一・七六	一九二・四四
橋本川	萩市（平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。） 山口市（平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。）	九三・五六	一三七・八三

#### 二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）
大津地区	長門市	三九三・八三	一六五・五〇	大島地区	大島郡周防大島町	六・九八	
豊浦地区	下関市	三七〇・三〇	一六一・三六	大島地区	大島郡周防大島町	五〇六・〇四	一三四・八〇
厚東川・厚狭川	宇部市 美祢市 山陽小野田市	六七六・一一	二二三・一九	大島地区	大島郡周防大島町	一四・六六	一五三・九八
榎野川	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	二六八・九〇	三四九・七六	大島地区	大島郡周防大島町	四一三・〇四	一三一・九四
佐波川	山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。） 防府市	六三二・五二	三五八・八九	大島地区	大島郡周防大島町	一・九四	六六・八二
徳山地区	下松市 周南市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。）	四一三・〇四	一三一・九四	大島地区	大島郡周防大島町	一・九四	六六・八二
田布施川・島田川	光市 周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 熊毛郡上関町 田布施町及び平生町	一・九四	六六・八二	大島地区	大島郡周防大島町	一・九四	六六・八二
由宇川・柳井川	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇市、玖珂町及び周東町の区域に限る。） 柳井市	一四・六六	一五三・九八	大島地区	大島郡周防大島町	一四・六六	一五三・九八
錦川下流	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡並びに玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る。）	五〇六・〇四	一三四・八〇	大島地区	大島郡周防大島町	五〇六・〇四	一三四・八〇

#### 三 保健保安林

同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）
下関市	二二・六四	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六	下関市	二二・六四
長門市	一八・二八	下松市	三・二八	柳井市	二・〇六	長門市	一八・二八
萩市	二七・三八	防府市	三・九〇	平生町	〇・七二	萩市	二七・三八
阿武町	四・三〇	宇部市	〇・一一	上関町	九・〇二	阿武町	四・三〇

山口県	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度（ヘクタール）
		一三四・七〇

平成二十七年六月一日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事